

公募型比較見積実施要綱

制定 平成23年3月15日

(目的)

第1条 この要綱は、地方独立行政法人大阪市立工業研究所（以下「本法人」という。）が発注する工事請負以外の契約案件について、地方独立行政法人大阪市立工業研究所契約規程（以下「契約規程」という。）第16条の規定により見積りを徴して契約の相手方を決定する方法（以下「比較見積」という。）のうち、見積りを徴する事業者を特定せずに、比較見積を公募することにより契約の相手方を決定する方法（以下「公募型比較見積」という。）の手続き等に必要な事項について定める。

(適用範囲)

第2条 公募型比較見積は、予定価格の額が契約規程第15条第1項第1号に定める額の範囲の契約案件について適用する。

2 前項の規定に係わらず、特名随意契約及び修繕・補修等で緊急を要する契約案件のほか、特に理事長がやむを得ないと認める場合はなお従前の方法で見積りを徴して契約の相手方を決定することができるものとする。

(公募型比較見積の公告)

第3条 公募型比較見積を実施するときは、当該契約案件の見積りに必要な事項を本法人のホームページ（以下「ホームページ」という。）に掲載するとともに、本法人の玄関掲示板に掲示して公告するものとする。

(参加資格)

第4条 公募型比較見積に参加しようとする者は、次の各号に掲げる事項を全て満たさなければならない。

- (1) 見積書提出期限の日において、当該年度の大阪市入札参加有資格者名簿の当該契約に係る種目に登録されていること
- (2) 見積書提出期限の日において、大阪市競争入札指名停止措置要綱又は地方独立行政法人大阪市立工業研究所競争入札指名停止措置要綱に基づく指名停止措置もしくは大阪市暴力団等排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと
- (3) 当該契約の履行にあたり法令の規定等により官公署等の許可、認可等が必要な場合において、当該許可、認可等を受けていること
- (4) 当該契約の履行にあたり必要とされる技術者等を配置することができること
- (5) 契約内容の性質上特殊な技術又は機械器具等を必要とする場合において、当該特殊な技術又は機械器具等を保有していること

- (6) 本法人が履行実績・工程表・材質検査等の要件を設定した場合において、その要件を満たす者であること
 - (7) 本法人が、公募型比較見積の参加事業者について会社規模や地域要件を設定した場合に、その要件を満たす者であること
 - (8) その他、本法人が特に必要とする要件を設定した場合に、その要件を満たす者であること
- 2 前項にかかわらず、本法人が必要と認める場合は、当該参加資格の審査を受けることができる。

(仕様書等に関する質問及び回答)

- 第5条 仕様書等について質問があり本法人に回答を求める場合は、見積書提出期限の2日前（本法人の休日を除く）までに仕様書に記載している担当者あてに口頭又は書面でこれを行うものとする。
- 2 質問に対する回答は、当該質問者に対して直接口頭又は書面により回答するものとする。

(参加の申込)

- 第6条 公募型比較見積の参加の申込みは、公告された仕様書の内容等に基づき見積り金額を積算の上、見積書を作成して契約案件ごとに定める期日までに仕様書に記載している担当者あてに提出しなければならない。
- 2 第4条第3号から第8号までに掲げる比較見積参加資格が必要となる案件については、前項の見積書提出期限までに、見積書と併せてその資格を有することが明らかとなる書類（以下「比較見積参加資格審査資料」という。）を仕様書に記載している担当者あてに提出しなければならない。
- 3 第1項の見積書及び第2項の比較見積参加資格審査資料は、必ず書面により持参して提出するものとする。ただし、やむを得ない理由のため、FAX又は郵便により提出する場合は、見積書提出期限までに仕様書に記載している担当者あてに到達していれば有効な申込として取り扱うものとする。
- 4 前項のただし書きにより契約の相手方となる候補者に決定した事業者は、必ず当該書類の原本を提出しなければならない。
- 5 仕様書において同等品が可とされた物品について、記載された品質・形状等と同等品以上の物品をもって見積参加する場合は、原則として見積書提出期限の2日前（本法人の休日を除く）までに仕様書に記載している担当者あてに、同等品以上とみなすことが可能であるかについて書面等により確認を行わなければならない。ただし、やむを得ない理由のため、事前に確認を行わずに見積参加した場合にあっては、同等品以上とみなすことが確認できる書面等を見積書と併せて提出してなければならない。なお、いずれの場合においても同等品以上の物品をもって見積参加する場合は、見積書に同等品以上

のものである旨を記載すること。

- 6 前項のただし書きにより予定価格の範囲内で最低の価格であっても本法人が同等品と認めないと判断した場合は、その見積りは無効とし、この決定について異議申し立てができないものとする。
- 7 公告された案件ごとに提出された見積書を整理するために、見積書の備考欄等に案件番号及び大阪市入札参加資格承認番号を記載すること。
- 8 一度提出された見積書等については、訂正、再提出又は撤回をすることは認めない。
- 9 前8項により提出された書類は返却しない。

(見積りの無効)

第7条 次の各号のいずれかに該当する見積りは、無効とする。

- (1) 第4条各号に定める参加資格がない者が行った見積り
 - (2) 見積提出期限までに提出されなかった見積り
 - (3) 見積者の記名、押印がない見積り
 - (4) 同一案件について2以上の見積りを行った見積り
 - (5) 見積金額又は見積者の氏名その他主要部分が識別し難い見積り
 - (6) 訂正印のない金額の訂正、削除、挿入等による見積り
 - (7) 見積りに関し妨害又は不正な行為を行ったと認められる者の見積り
 - (8) 契約の相手方を決定するまでに、大阪市競争入札指名停止措置要綱又は地方独立行政法人大阪市立工業研究所競争入札指名停止措置要綱に基づく指名停止措置もしくは大阪市暴力団等排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた者がした見積り
 - (9) その他見積りに関する条件、その他法令等に違反した見積り
- 2 見積りの効力については、本法人理事長が決定する。

(契約の相手方の決定)

第8条 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な見積りをを行った者を契約の相手方となる候補者とする。

- 2 最低見積価格が予定価格を超過している場合は、当該最低価格見積者と価格交渉のうえ、契約の相手方を決定するものとする。
- 3 前項の場合において、最低価格見積者が2者以上いる場合は、当該最低価格見積者から再度、見積りを徴して、価格交渉の相手方又は契約の相手方を決定するものとする。
- 4 第1項又は第3項において、契約の相手方となるべき同価格の見積りをした者が2者以上あるときは、当該見積者にくじを引かせて契約の相手方を決定するものとする。この場合において、当該見積者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代えて、当該見積り及び契約に関係のない本法人職員にくじを引かせるものとする。

(契約の相手方の決定通知)

第9条 公募型比較見積の実施により契約の相手方を決定したときは、当該相手方にその旨を直接口頭又は書面により通知する。

(公募型比較見積の不成立)

第10条 第8条第2項又は第3項により価格交渉を行い、交渉が成立しないときは、当該比較見積は成立しない。

(再度の公募型比較見積)

第11条 公募型比較見積の結果、契約の相手方が決定しない場合及び不成立になった場合は、参加資格又は仕様書の内容等を変更して再度公募型比較見積を行うものとする。

(早急に随意契約を行う必要がある場合等の措置)

第12条 次の各号に掲げる場合においては、公募型比較見積以外の方法によって随意契約することができる。

- (1) 公募型比較見積の結果、不成立となり再度公募することが時間的に困難な場合
- (2) 前号のほか特段の事情がある場合

(公募型比較見積の取下げ)

第13条 本法人は、契約の相手方を決定するまでは、公募型比較見積の契約案件を取り下げることができる。

(契約の締結)

第14条 契約の相手方に決定した事業者は、契約者の記名・押印した契約書を指定する期限までに提出し、本法人が当該契約書に記名・押印をして契約を締結する。

- 2 前項に係わらず、契約規程第35条第1項の規定により契約書を省略する場合は、第6条により提出された見積書の原本をもって契約書に代用するものとする。なお、この場合の契約締結日は、当該契約の相手方が第9条の通知を受けた日とする。

(契約の解除)

第15条 契約の相手方を決定した後、契約を締結するまでに、当該相手方が大阪市暴力団等排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約を行わないものとする。

- 2 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約の相手方が大阪市暴力団等排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行うことがある。

(公募型比較見積の結果公表)

第16条 契約の相手方を決定し、契約を締結したときは、当該契約結果をホームページ

において公表する。

2 前項の公表する事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 契約案件の名称
- (2) 契約の相手方
- (3) 契約金額（税込）
- (4) 契約日

3 第1項の公表は、契約締結日の属する年度の翌年度の末日まで行うものとする。

（その他）

第17条 この要綱に定めのない事項又はこの要綱により難しい事項については、別に定めることができる。

附 則

1 この要綱は、平成23年3月15日から施行する。

2 この要綱の施行日の翌日から起算して180日以内に行う随意契約の案件については、公募型比較見積のほか、公募型比較見積以外の従前の方法によっても行うことができるものとする。